明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務三四）　一
○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務・経済産業・国土交通二）　七
〔告　示〕
○製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務一五〇）　七
○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通二）　八
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　九
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

省令

○総務省令第三十四号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十七日

総務大臣　石田　真敏

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（漏れ試験） **第二十条の九**　特定屋外貯蔵タンクの溶接部で次の各号に掲げるものは、真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等の試験によって漏れがないものでなければならない。 一　構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部（ぜい性破壊を起こすおそれのないものであって、補修工事（タンク本体の変形に対する影響が軽微なものに限る。）に係るものに限る。） 二　［略］ 三　屋根（浮き屋根のものにあつては、その総体とする。）及び浮き蓋の総体に係る溶接部 四　［略］	（漏れ試験） **第二十条の九**　特定屋外貯蔵タンクの溶接部で次の各号に掲げるものは、真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等の試験によつて漏れがないものでなければならない。 ［新設］ 一　［同上］ 二　屋根（浮き屋根のものにあつては、その総体とする。）及び浮き蓋の総体に係る溶接部 三　［同上］
（屋外タンク貯蔵所の水張試験の特例） **第二十二条の四**　令第十一条第六項の総務省令で定める屋外タンク貯蔵所の構造又は設備の変更の工事は、タンク本体に関する工事を含む変更の工事で、当該タンク本体に関する工事が次の各号（特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所にあっては、第一号、第二号、第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号）に掲げるものに限り行われる変更の工事とする。 ［一～八　略］	（屋外タンク貯蔵所の水張試験の特例） **第二十二条の四**　令第十一条第六項の総務省令で定める屋外タンク貯蔵所の構造又は設備の変更の工事は、タンク本体に関する工事を含む変更の工事で、当該タンク本体に関する工事が次の各号（特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所にあつては、第一号、第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号）に掲げるものに限り行われる変更の工事とする。 ［一～八　同上］